



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	行動セッティングからみたパブリックスペースにおける利用制限サインの考察
Author(s)	草刈, 大; Kusakari, Dai; 森, 傑 他
Citation	学術講演梗概集. E-1, 建築計画I, 各種建物・地域施設, 設計方法, 構法計画, 人間工学, 計画基礎, 2009, 633-634
Issue Date	2009-08
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/43892">https://hdl.handle.net/2115/43892</a>
Type	journal article
File Information	633-634.pdf



## 行動セッティングからみたパブリックスペースにおける利用制限サインの考察

正会員 ○草刈 大\*  
同 森 傑\*\*利用制限 サイン 行動セッティング  
人間—環境関係 パブリックスペース

## 1. 背景と目的

パブリックスペース(以下、PS)とは、本来だれもが自由に利用できる空間であるが、近年の札幌市では、条例の施行などにより広場や街路などのPSにおいて、喫煙禁止や駐輪禁止など、人々の利用を制限するサインを目にすることが多くなっている。さらに、ピクトグラムなどの表象的に制限を促すサインだけではなく、コーンや迷惑行為など、環境や人間が利用制限をもたらしている状況も考えられ、これらは利用制限サイン<sup>注1)</sup>としてPSにおける行動セッティングの形成に関係していると考えられる。そこで、本研究は、PSにおける行動セッティングを通して、利用制限サインについて考察することを目的とする。

## 2. 予備調査

## 2-1. 調査概要

札幌中心市街地の区域内(図1)において、PSの利用制限に関する調査を行った。PSに配置された利用制限サインの種類と分布の把握、環境の中に形成される利用制限の観察及び利用制限サインのもとにみられる行動観察調査を行った。調査期間は2008年6月～10月とした。

## 2-2. 調査結果と考察

PSの利用制限サインとして、ピクトグラムや文字で言語的に制限をもたらすサイン、それ以外に制限をもたらすサインの存在を確認した。調査結果から、サインを認知するときの明示性に着目し、4つのサインに分類し、利用制限サインの仮説モデルを考えた(図2)。

本研究は、ある特定の場所における行動セッティングと利用制限について考察するため、図2の(d)を除く、(a)～(c)の利用制限サインを対象とする。

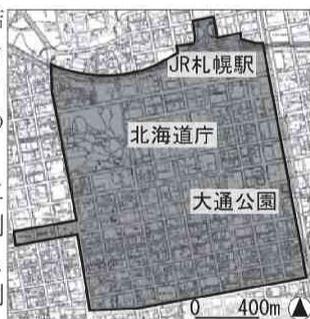


図1. 調査区域

- (a) 明示的サイン: 禁止看板・禁止張紙など、言語的な表現を人々が認知することで利用制限につながるサイン。  
 (b) 暗示的サイン: 迷惑行為・違反行為など、非言語的な表現を人々が認知することで利用制限につながるサイン。  
 (c) 秩序的サイン: コーンやバー、交番など、非言語的な表現を人々が認知することで利用制限につながるサイン(a)と(b)の間にあるサイン。  
 (d) 秩序的サイン: 社会的な常識やモラルによる利用制限サイン。物理的に実体として存在するものではない。



図2. 利用制限サインの仮説モデル

## 3. 本調査

## 3-1. 調査概要

予備調査の結果から立てられた利用制限サインの仮説モデルの検証を目的として、利用制限サインに関する人々の行動観察及び写真撮影による調査を行った。予備調査の結果より、最も利用制限サインが多くみられた、札幌駅北口広場と南口広場を調査場所とした。調査期間は北口広場と南口広場それぞれについて、平日2日間と休日2日間の計4日間である。北口広場は、2008年10月12日(日)、17日(金)、18日(土)、21日(火)、南口広場は、同年同月の11日(土)、14日(火)、19日(日)、31日(金)に行った。

## 3-2. 調査結果

札幌駅前広場の利用制限サインに関して、表1に示す種類と総数が得られた。

## 4. 分析と考察

本調査で観察された具体的な事例をもとに、利用制限サインについて検証する。行動セッティングの視点からみると、現象のすべては環境と人間が不可分な関係にあり、利用制限サインもその一部である。よって、構築環境<sup>注2)</sup>要素と人間要素に着目して、利用制限サインの分析を行うことが有効であり、それらをもとに仮説モデルの存在を検証する。ここで、構築環境要素とは、人間がつくりだした物理的なもの、人間要素とは、人間の行為や属性<sup>注3)</sup>のことである。図3、図4に各事例の観察場所、図5に事例写真を示す。

## 4-1. 明示的サインに関する事例

CASE 1: 北口広場の入口に自転車が駐輪されている。写真右側にあるように自転車乗入禁止看板が設置され、広場に自転車を乗入れることの禁止が促されている。自転車乗入禁止看板が存在することで、広場に乗り入れず広場前に駐輪する、という状況が生じたと考えられる。具体的な制限内容が看板に示され、構築環境要素の比重が大きい。

## 4-2. 半明示的サインに関する事例

CASE 2: 地下へ続く階段の前にコーンとバーが設置されて

表1. 札幌駅前広場における利用制限サインの種類と総数

	サイン種類			サイン総数		
	明示的	半明示的	暗示的	明示的	半明示的	暗示的
北口広場	13	7	12	79	13	89
南口広場	13	7	11	73	13	84



図5. 札幌駅北口広場

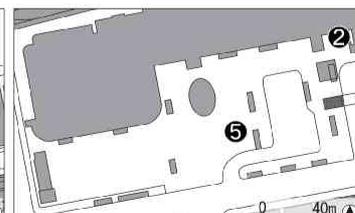


図6. 札幌駅南口広場

いる。コーンとバーが物理的な障害物となっていることで、ほぼ言語的な表現で階段の利用制限をもたらしている。この事例は、構築環境要素の比重が大きく、半明示的サインであるが、限りなく明示的サインに近い。

**CASE 3:** バス乗り場と広場が花壇によって区切られている。花壇に入ることは禁止されていないが、花壇を乗り越えてバス乗り場と広場間を行き来する人は見られない。バス停側ではバスを待つ、広場側では食事をするなどの行動が見られ、花壇が行動セッティングの境界となっている。花壇はCASE 2と同様に物理的な障害物となっているが、表現としては緩やかな制限をもたらしている。花壇という構築環境要素以外に、ここで観察される花壇を境に人々の活動が異なるという点で人間要素も含んでいる。

**CASE 4:** 広場内に交番が設置されている。自転車で乗入れる広場利用者は、交番前の出入口ではなく別の出入口を利用することや、交番前においては自転車から降りるなどの行動がみられる。交番という利用制限サインの存在が、この場所での行動セッティングの形成に関係していると考えられる。交番という建築物が言語的な利用制限をもたらす構築環境要素として存在するが、実際に違反行為などを取り締まるのは、中にいる警察官であり、人間要素も大きく関係する。したがって、交番は、構築環境要素と人間要素、どちらの比重が大きいかとは一概にはいえない。

**CASE 5:** 広場のポケットパークでテレビ中継をしている。ここにはベンチが設置されており、テレビ中継がないとき

は様々な行動セッティングが見られる。テレビ中継の際、機材やコーンなどが置かれるが、ベンチは普段どおり利用できる。しかし、テレビ中継中は、人々のベンチの利用は中継見学以外ほとんど観察されない。中継行為や観衆の視線などが非言語的な表現でその場所の利用の制限をもたらしている。コーンや機材などの構築環境要素に比べ、テレビ中継や観衆といった人間要素の比重がより大きい利用制限サインが形成されている。

#### 4-3. 暗示的サインに関する事例

**CASE 6:** 駅入口前の地面に、人が横になりながら読書をしている。この場所の利用を制限するような構築環境要素は特に無いが、この周辺に人々は近づかず、歩行者も遠巻きに歩く様子が観察された。つまり、公共性の高い駅前広場における私的な行為が、非言語的な表現でこの場所の利用制限をもたらしている。したがって、人間要素の比重が大きい利用制限サインが形成されている。

#### 4-4. 仮説モデルの検証結果

事例分析より、構築環境要素の比重が大きいほど利用制限サインは明示的であり、人間要素が大きいほど暗示的であることがわかった。また、半明示的サインにおいては、限りなく明示的サインに近いCASE2や、暗示的サインに近いCASE5のような場面が存在することがわかった。このように、半明示的サインを形成する要素は幅広く多様であり、明示的サインと暗示的サインとが重なる場面があることが確認された。以上より、利用制限の仮説モデルを発展させ、より具体的なモデルを示すことができた(図6)。

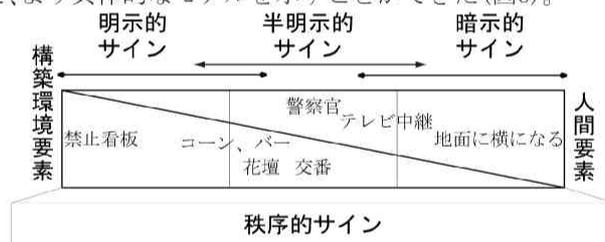


図8. 利用制限サインモデル

#### 5. まとめ

本研究では、行動セッティングの視点からPSの利用制限サインについて考察するにあたって、予備調査において利用制限サインの仮説モデルをたて、本調査においてその検証を行った。その結果、利用制限サインに関して、明示性と構築環境要素、人間要素の比重の関係性が明らかとなり、利用制限サインモデルを考案することができた。

利用制限と行動セッティングとの関係を明らかにすることは、PSの公共性を再考するとともに、人間と環境との関係性についてより本質的な知見を得ることができると考える。

#### 注

注1) ある場所を利用するとき、その当事者が認知した時点で、制限をもたらされる事象を総じて利用制限サインと呼ぶ。

注2) 「人間が構成した物理的環境の総体であり、人間を含まない環境のこと」と定義される。

注3) 本研究において、属性とは、性別・年齢・職業・容貌などを指す。



図5. 事例写真

\* 北海道大学大学院工学研究科 修士課程

\*\* 北海道大学大学院工学研究科 准教授・博(工)

\* Graduate Student, Graduate School of Eng., Hokkaido Univ.

\*\* Assoc. Prof., Graduate School of Eng., Hokkaido Univ., Ph. D. in Eng.